



ながくてごみ減量化通信

回 覧

～第1号～ 令和4年10月 長久手市役所環境課

長久手市は現在、市民の皆様にごみの減量をお願いしています。今回は、今年度の9月から新しく始まった拠点回収用ごみボックスの貸与について紹介します。

拠点回収用ごみボックスの貸与事業は、戸別回収（※1）から拠点回収（※2）にさせていただくことを促進する目的で始めました。

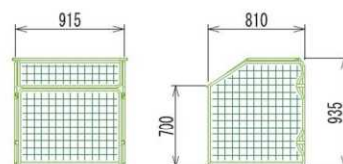
拠点回収化によって収集の負担を減らし、市全体の収集時間を短縮することを目指しています。



※1:ご自宅前で回収する方法。 ※2:複数世帯で1か所に集めていただき、回収する方法。

拠点回収用ごみボックスのおすすめポイント！

- 1.カラス被害を解決する丈夫なネット素材！
- 2.不要時は折りたたんで持ち運びが楽！
- 3.アルミタイプの軽量仕様（重量7.5kg）！
- 4.まちなみに馴染む黒色を採用！
- 5.もえるごみ袋(L)が18個相当入る大容量！



使用時 : 幅915×奥行810×高さ935mm
折りたたみ時 : 幅915×高さ935×厚み100mm（底なし仕様）

申請方法

- 1.長久手市拠点回収用ごみボックス貸与要綱をご覧ください、貸与条件等を確認ください。（主な貸与の対象や条件は裏面に記載があります。）
- 2.拠点回収用ごみボックス貸与申請書を環境課に提出してください。
- 3.環境課職員が現地を確認します。
- 4.管理責任者の方にカラス除けネットボックスを貸し出します。

※3の際に設置可能であることが確認できれば、その場で設置します。

※要綱・申請書はホームページ上または窓口にあります。ホームページ➡



○貸与の対象

- ・複数の世帯（**10 世帯程度**）が利用しているごみ出し場所とする。ただし、マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみ出し場所は対象としない。
- ・ごみ出し場所を利用する世帯の中から「**管理責任者**」を置き、利用世帯が協力して適正に管理できる場所。

○貸与の条件

- ・ごみ収集に合わせ適切に設置および撤去を行い、紛失、盗難、破損などのないように努めること。
- ・歩行者及び車両などの通行の妨げにならないように使用すること。
ごみ散乱防止の目的以外の使用、第三者への譲渡、転貸、売却をしないでください。
- ・ボックスが通行の妨げにならない場所に設置できること。（設置の可否に関しては随時市が判断することとする。）
- ・設置場所の選定や土地所有者との交渉は申請者が行うこと。

○個数及び規格

- ・幅 915mm、奥行 810mm、高さ 935mm（使用時）とし、原則として概ね **10 世帯までが利用するごみ出し場所 1 箇所につき 1 個**を貸与する。

○注意事項

- ・数に限りがあるため先着順になります。（**予約不可**）

★現在、ご利用いただいている方からは、大変好評いただいております。ご自宅前が収集ルートでなく、既に複数世帯で集められている方や、ご自宅前が収集ルートで新しく近隣の方と集めていただける方も大歓迎です。是非ご相談ください。

（長久手市役所 環境課：0561-56-0612）

